

# 米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第14回)

# 中国特許訴訟における文言解釈

~「同一平面」の文言解釈と均等論~

深セン市中天美科技有限公司 上訴人 (原審被告) 深セン厨之道環保高科有限公司 被上訴人 (原審原告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概 要

特許発明の技術的範囲は、請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に 用いることができる(専利法第59条第1項)。また、被疑侵害製品が、特許請求の範囲に記載さ れた技術的特徴と基本的に同一の手段を有し、同一の機能を実現し、同一の効果をもたらし、且 つ当業者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を有する場合、均等侵害が成立する(司法 解釈[2001]第21号第17条第2項)。

本事件では「同一平面」の文言解釈が争点となった。中級人民法院は均等侵害と認定したが、 最高人民法院は均等論を持ち出すまでもなく、文言侵害が成立するとの判決を下した<sup>1</sup>。

## 2. 背景

#### (1) 特許の内容

深セン厨之道環保高科有限公司(原告)は、動的物理シールド清浄機と称する発明特許 ZL200810067071.8(以下、071特許という)を所有している。071特許は2008年5月4日に出願さ れ、2010年2月24日に登録された。

争点となった請求項1は以下のとおりである。

#### 【請求項1】

- A. 動的物理シールド清浄機において、中心プレート及びいくつかの円形スポークを含み;
- B. 前記スポークの一端は放射状に放射され前記中心プレート上に固定されており;
- C. 同一平面内に設置されるスポークの直径とスポーク数の積は46以上460以下を満たし;
- D. 計算時に、スポークの直径はmm単位で、スポークの直径は0.3mm以上である。

<sup>1</sup> 最高人民法院2020年11月18判決 (2020) 最高法知民終1070号